

県産飼料用稲わら利用拡大事業

滋賀県内での飼料用稲わら(以下「稲わら」)の収集を拡大するため、これまで稲わらが収集されていないほ場で稲わらを収集し、かつ、家畜ふん堆肥を散布する取組に要する経費に対して、その経費の一部を補助します。

1. 事業主体

事業主体は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ①農業または畜産業を営む3戸以上の農業者が構成員となっている団体であって、組織の規約および代表の定めがあり、年1回以上の決算報告がされ、代表者名義の通帳をもつこと
- ②畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・散布作業などを請け負う組織(コントラクター)
- ③農業協同組合および農業協同組合連合会

2. 事業要件

- ①事業実施主体における稲わらの供給および堆肥の散布を行うほ場面積が、前年度より拡大していること
- ②堆肥の供給者は、計画申請時点において、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律127号)に基づき、「特殊肥料」として家畜ふん堆肥の届出を行っていること
- ③対象作物は「稲」とする
- ④10a当たりの供給量は環境こだわり農産物栽培基準の「堆肥その他の有機質資材の適正使用」に定めるきゅう肥またはおがくず堆肥またはもみがら堆肥の施用基準を上限とする(要綱別紙「施用基準」参照)

3. 補助単価および上限

- ①取組助成については、10アール(a)あたり、2,800円以内とする
- ②機械借り上げ助成については、1事業実施主体当たり機械の借り上げに要した経費の1/2以内(上限、30千円)とする

※予算の範囲内の助成となりますので、取り組みが多い場合、単価調整をする場合があります。あらかじめご了承ください。

4. 提出書類

事業主体は、以下の書類を提出してください。

- ①事業計画書承認申請書(別記様式第1号)および収支予算書(別記様式第2号)
- ②稲わら収集、堆肥散布計画取組者ごとの整理表(別記様式第3号—1)
- ③稲わら収集、堆肥供給計画取組者内容確認書(別記様式第3号—2)
- ④稲わら収集作業機借り上げ支援計画書(別記様式第3号—3)
- ⑤役員名簿(別記様式第5号、法人の場合)
- ⑥誓約書(別記様式第6号)

その他、上記3の要件を確認するため、

- ①昨年度、稲わらの収集、堆肥の散布を行ったほ場の一覧表およびその地図
 - ②「特殊肥料」として家畜ふん堆肥の届出書の写し
- を添付してください。

※事業計画書承認申請書(別記様式第1号)については、押印を省略して提出するため、発行責任者の氏名、担当者の氏名および電話番号を記載して下さい。なお、発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要はありません。

※事業計画書承認申請書(別記様式第1号)については、押印を省略して提出するため、発行責任者の氏名、担当者の氏名および電話番号を記載して下さい。なお、発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者の氏名を記載する必要はありません。

詳細については、添付の交付要綱をご確認ください。

5. 提出日と提出先

- ・事業計画書承認申請書(別記様式第1号)の提出期限は、

令和8年8月7日(金) 17時

とします。郵送のほか、メールでの提出もできますが、期限厳守とします。

- ・提出先は、滋賀県農政水産部畜産課です。

お問い合わせ

農政水産部畜産課生産・耕畜連携係

電話番号:077-528-3855

メールアドレス:ge0002@pref.shiga.lg.jp